

7 応急教育の実施

(1) 応急教育の実施について

① 応急教育の形態（廊下やテント等を使つての教育）

- ア 短縮・・・自校のみで授業再開し、短縮授業を実施
- イ 二部・・・自校で午前・午後の二部授業を実施
- ウ 間借り・・・自校以外の施設を借りて授業を実施

② 学校を再開するための5原則

- ア ライフラインの復旧（完全復旧ではないこともある）
- イ 教職員等スタッフの確保
- ウ 学習の場の安全確保
- エ 通学路の安全確保
- オ 保護者への周知と理解

③ 応急教育実施上の留意点

※ 大規模災害時は授業をすぐに再開するわけではなく、児童生徒の安心感をつなぐためにまず招集することがポイント

- ア 初期の段階は学校行事等を積極的に取り入れ、集団的な遊びを実施する等、児童生徒と共感的に向き合う等心のケアに留意する。
 ※ 余震が続いている場合は、安全・安心感を与える。
- イ 引き渡し訓練を取り入れる等、保護者の協力を得たり、市町村教育委員会に要請して、バスを借り上げたりするなど、登下校の安全確保に留意する。
- ウ 他校において間借り授業等を実施する場合は、児童生徒だけでなく教職員も交流の機会を設け相互の理解を深めるよう配慮する。
- エ 避難所が設営されている場合は児童生徒と被災者との交流の機会も設け、相互の理解を深めるよう配慮する。
- オ 学級の枠を取り除き、交流授業やチーム・ティーチング等工夫した学習形態をとり、児童生徒の一人ひとりの良さを多方面から発掘し、広める等、きめ細かな支援となるよう工夫する。
- カ 教育課程の精選に努め、重点指導項目を決めたり、単元の統合、見直し、合科等の工夫をしたりする。
- キ 受験を控えた児童生徒の学習環境への配慮と、保護者や児童生徒への受験情報の提供を適切に行う。

(2) 応急教育に向けた流れ（例）

[1日目]

児童生徒の収容、安否確認
児童生徒の引き渡し
職員会議 <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所チェック、危険箇所明示 2 学校の開放区域を明示 3 避難所開設
災害時学校支援チームの要請
学校の被害状況の調査（写真撮影）

[2日目]

児童生徒・家族の安否確認
各家庭の被害状況の把握
教材教具の被害調査
職員会議 <ol style="list-style-type: none"> 1 被害児童生徒の情報共有 2 避難状況の情報共有 3 教職員の仕事分担 4 教育活動のための場所の確保 5 被害児童生徒への心のケアについて 6 教材教具の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 不足分を教育委員会へ要請 (2) 卒業生、地域の人たちへの呼びかけ 7 近隣校等への教職員の応援要請（ローテーションの確立） 8 ボランティアへの連絡等

[3～7日目]

職員会議 [3～4日] <ol style="list-style-type: none"> 1 学校再開のお知らせについての打ち合わせ 2 学校再開後の学校運営についての打ち合わせ 3 避難所との調整 4 児童生徒の安全確保の検討 5 授業形態の検討（短縮、二部、分散授業等） 6 教職員の役割分担の明確化（引率、渉外、時間割作成等）

<p>職員会議 [4～5日]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の現状確認（安否確認及び家庭訪問等で得た情報の共有） 2 避難所運営状況の報告 3 校舎の状況確認（安全確認）及び施設・設備の応急補修 4 通学路や校区の被害状況確認
<p>職員会議 [5～6日]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 校舎の使用可否状況を判断 2 転出児童生徒の状況確認 3 教職員の役割分担 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校再開に向けた連絡 (2) 授業再開に向けた環境整備 (3) 教材教具の整備 4 授業実施形態の検討（短縮・二部・分散等） 5 応急教育計画の作成
<p>職員会議 [6～7日]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急教育計画の策定 2 学校再開のお知らせの配布 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家庭訪問 (2) 防災無線 (3) 掲示板 (4) テレビ、ラジオ (5) メール (6) 学校ホームページ 3 避難所の支援活動の縮小 4 学校再開の準備

[8日目～]

<p>学校再開</p>
<p>各家庭の被害状況の把握・教科書・学用品等の確保 ※ 児童生徒の出欠を含め、健康状態の確認と校内での共有</p>
<p>授業実施形態に合わせた教員の分担</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 授業を行う教員 <ol style="list-style-type: none"> (1) 短縮授業（相互に応援） (2) 二部授業（できる限りその学校の教員で対応） 2 教員のローテーションの確立
<p>保護者・児童生徒への連絡</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全校集会（校長講話等） 2 授業実施形態の連絡 3 学級活動・ホームルーム（児童生徒と共感的に向き合う） ※ 心のケア 4 保護者への引き渡しによる下校 5 簡易給食について

8 給食の再開

(1) 学校給食再開に向けて

① 教職員、行政との連携

- ア 災害発生後、数日を経て避難所運営が軌道に乗り始めたら、学校再開と平行して学校給食再開への計画を立案する。
- イ 学校教育再開の活動と連絡調整を密にする。
 - ・ 給食施設（本来の施設・他の施設・近隣学校との合同・近隣市町村からの協力）の稼働を検討する。
 - ・ 食材の確保（炊き出しと平行して、長期的な食料確保の確認）を検討する。
 - ・ 献立（完全給食・簡易給食・弁当給食）を検討する。
- ウ 教職員と行政との連携を図り、給食施設・ライフラインの復興状況を把握し、再開の目途をつける。

② 学校給食再開への手順

- ア 学校給食再開において、給食時間の調整と児童生徒への給食指導を検討する。
- イ 学校給食再開時、完全給食が困難な場合、短期長期の簡易給食を検討する。

③ 簡易給食の献立（例）

アップルパン 牛乳・ソーセージ たまごプリン	たきこみごはん 牛乳 豚汁	コロッケパン 牛乳・果物（缶詰） わかめスープ
ごはん 牛乳・ふりかけ けんちん汁	焼きそばパン 牛乳 たまごスープ	カレーライス 牛乳・サラダ ゼリー
まぜごはん 牛乳 かす汁	ハンバーガー 牛乳・チーズ りんご	おにぎり 牛乳 みそ汁

（上記全て調理済み食品を活用）

(2) 施設・設備の安全点検

① ライフラインの点検

- ア 水道・電気・ガス等は、専門業者による点検を行い、故障箇所等を確認する。
- イ 都市ガスの場合、地下の配管が破損していることも想定し、専門業者による立会いのもとで開栓する。

② 施設・設備の点検

- ア 壁や天井などの亀裂や破損の点検を行う。
- イ 給水・排水の設備について、専門業者による点検を行う。

③ 電気製品・ガス器具の点検

- ア 調理室内の電気製品、ダムウェーター等は、専門業者による点検を行い、漏電による事故を防ぐ。
- イ ガス器具についても、ガス漏れ等を想定し、専門業者立会いのもとで、開栓する。

④ 学校の役割分担（例）

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・ 施設の被災状況が著しい時は、復旧が速やかに進むよう教育委員会との折衝
教務・主幹教諭 防災担当	・ 配膳室やランチルーム等学校給食に関わる施設の安全性の確認
学級担任等	・ 教室の学校給食関連備品の破損について確認
養護教諭	・ 水道水の安全等について確認
栄養教諭等	・ 学校給食の再開に向けて、ハード・ソフト両面での条件等の整備
事務職員	・ 学校給食施設の被災状況について確認 ・ 再開に必要な修繕等について、予算の確保、業者の手配（教育委員会との連携）

(3) 学校給食再開後の食の支援

給食施設や関係業者の被害、食材不足、ライフライン損傷で食器が使えない等様々な原因があり、給食の提供が困難な場合がある。その際には、調理なしに提供できる食品による簡易給食や調理済みの弁当給食が行われる。

① 簡易給食、弁当給食について

- ア 簡易給食では、パンや牛乳等食品数が限られる。野菜類や魚肉類はわずかで、栄養量が不十分である場合が多い。
- イ 弁当給食では、量や味の調整が難しく、残食に対する指導に配慮が必要になる。
- ウ 上記の給食ではアレルギーに対する除去対応が困難で、学校での十分な配慮が必要である。

② 簡易給食、弁当給食から完全給食へ

簡易給食として再開した場合は、児童生徒の栄養管理上、一日も早い完全給食への移行が必要となる。

- ※ 共同調理場方式と単独校方式とでは完全給食の再開の過程も異なる。
- ア 共同調理場方式・・・他市町村の協力が得られるか。
- イ 単独校方式・・・同じ市町村内で他校からの協力を得やすい。

③ 児童生徒への給食指導

- ア 学校において恒例の行事も始まり、普通の生活に戻りつつある中で、食の影響から児童生徒の体や心に危険信号が現われていないか注意が必要。
- イ 児童生徒への給食指導内容を再度検討し、綿密な給食指導（衛生指導、配膳、後かたづけ）を実施する。

チェックリスト

① 施設・設備の安全点検

- ライフライン復旧後の安全確認
- 施設・設備の点検を行い、修繕の必要な箇所を把握し、予算の確保、修繕業者の手配等、教育委員会との連携
- 調理室内の電気製品・ガス器具の点検

② 学校給食の再開に向けて

- 教職員との連携 市町村教育委員会との連携
- 給食施設（自校、給食センター）の状況把握
- 納入業者の被災状況の確認
- 学校再開までの学校運営を、給食施設等と連携して協議
- 食物アレルギー等疾患を持つ児童生徒の緊急時対応、連絡先の確認
- 学校給食の提供方法について決定
- 配慮の必要な児童生徒への対応について確認